

花巻市パートナーシップ・ファミリーシップ制度 利用可能な主な市の行政サービス



令和7年10月時点

制度・サービス名	制度内容・注意点	市HP等	担当課・問い合わせ先
子育て世帯住宅取得奨励金	18歳未満の子と同居する世帯が2親等以内の親族の世帯と同居または近居、もしくは市が指定するエリアに居住する場合等に奨励金を交付する制度。 パートナーシップを結んだカップルも対象として申請が可能。		定住推進課 定住推進係 (41-3516)
定住促進住宅取得等補助金	県外からの移住者(子育て世帯)などが住宅取得した場合の補助金制度。 パートナーシップを結んだカップルも対象として申請が可能。		定住推進課 定住推進係 (41-3516)
若者世代等空き家取得奨励金等	空き家バンクから空き家を取得し居住した39歳以下又は県外からの移住者を対象に奨励金及び補助金を交付する制度。 パートナーシップを結んだカップルも対象として申請が可能。		定住推進課 定住推進係 (41-3516)
フラット35	住宅取得に際し市が財政的支援をする場合に、住宅ローン借入金利が一定期間引き下げられる制度。 パートナーと連帯債務で借入申込が可能。		定住推進課 定住推進係 (41-3516)
結婚新生活支援補助金	結婚等に伴う新生活のスタートアップにかかる費用(家賃、引越費用など)の支援を行う制度。 パートナーシップを結んだカップルも対象として申請が可能。		定住推進課 定住推進係 (41-3516)
住民票の続柄を変更	世帯を同一にする場合、続柄を「縁故者」とすることができる。		市民登録課 市民登録第1係 (41-3547)
市営住宅への入居	市営住宅は、同居又は同居しようとする親族があることが入居要件の一つとなっている。 パートナーシップを結んだカップルも親族とみなして入居の申し込みが可能。		建築住宅課 住宅政策係 (41-3566)
特定公共賃貸住宅への入居	特定公共賃貸住宅は、同居又は同居しようとする親族があることが入居要件の一つとなっている。 パートナーシップを結んだカップルも親族とみなして入居の申し込みが可能。		建築住宅課 住宅政策係 (41-3566)
定住促進住宅への入居	定住促進住宅は、同居又は同居しようとする親族があることが入居要件の一つとなっている。 パートナーシップを結んだカップルも親族とみなして入居の申し込みが可能。		建築住宅課 住宅政策係 (41-3566)
介護保険・要介護認定・要支援認定申請の代行	パートナーが代理申請可能。		長寿福祉課 介護保険係 (41-3579)
湯のまちホット交流事業の利用申請	65歳以上の市民に対し、温泉の事業利用券を交付する制度。 パートナーが代理申請可能。		長寿福祉課 高齢福祉係 (41-3576)

寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の利用申請	概ね65歳以上の寝たきり高齢者（要介護4または5の方）を対象に寝具のクリーニングを行う制度。 パートナーが同居の養護者として代理申請可能。		長寿福祉課 高齢福祉係 (41-3576)
訪問理容・美容サービス事業の利用申請	概ね65歳以上で、身体の障がいのため理髪店や美容院へ行くことが困難な方を対象に、理美容師が自宅へ出張する費用を市が負担する制度。 パートナーが同居の養護者として代理申請可能。		長寿福祉課 高齢福祉係 (41-3576)
介護予防・生活支援サービス事業の利用申請	要支援1または2の認定を受けた方等を対象として、訪問型・通所型サービス等が提供される制度。パートナーが代理申請可能。		長寿福祉課 包括支援係 (41-3576)
花巻市SOSネットワークへの登録	認知症などにより高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期の発見・保護につなげるシステム。 パートナーシップ・ファミリーシップを結んだ家族が同意者として登録届出可能。		長寿福祉課 包括支援係 (41-3576)
高齢者GPS機器の導入費用の補助	認知症等が原因で行方不明になるおそれがある方を早期に発見・保護することにより、本人の安全確保やご家族等の負担軽減を図るため、GPS機器の導入費用を補助。 パートナーシップ・ファミリーシップを結んだ家族が申請可能。		長寿福祉課 包括支援係 (41-3576)
保育施設入所申込、教育・保育給付認定申請	保育所等の入所申込、子どものための教育・保育給付認定の申請等を、パートナーが保護者として代理申請可能		こども課 保育管理係 (41-3150)
母子健康手帳交付	妊婦本人の代理交付対象として認定		こども 家庭センター 母子保健係 (41-3609)

※最新の情報については、市ホームページでご確認いただくか、地域づくり課（電話：0198-41-3514）にお問い合わせください。
 ※制度を利用する場合、確認のために受領証等の提示をお願いすることがあります。
 ※詳しい要件等については、それぞれの担当部署にご相談ください。

利用可能な岩手県のサービス

県営住宅の入居や、県立病院にパートナーが入院した場合の面会手続きのほか、病状説明等において、2人の関係性を確認する手段としてパートナーシップ宣誓書受領証が活用できます。
 詳しくは岩手県のホームページをご確認いただくか、下記の連絡先までお問い合わせください。

- 県立病院等における面会手続、病状説明等（担当：医事企画課019-629-6342）
- 県立住宅への入居（担当：建築住宅課019-629-5931）
- 子育て応援パスポートの交付（担当：子ども子育て支援室019-629-5494）

岩手県男女共同参画担当部署
 環境生活部若者女性協働推進室
 電話：019-629-5336



利用可能な民間サービス

民間サービスについては、それぞれの事業者の判断となりますが、岩手県のホームページでは、岩手県が確認した県内の民間企業が提供できるサービスの一部を一覧にして掲載しております。
 ※詳しくはそれぞれの企業等にお問合わせください。

- 携帯電話会社の家族割引の適用
- 保険について配偶者と同様の補償を提供
- 生命保険の死亡保険金受取人の指定

